

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 21.6.10 第 171 回国会第 17 号

6 月 10 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）
- ・西村智奈美君外 6 名（民主、社民、国民）提出の修正案について、提出者西村智奈美君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・原案及び修正案について、舛添厚生労働大臣及び政府参考人並びに衆議院事務局当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

## 新井悦二君（自民）

- ・育児休業制度の発足から 20 年近く経過した現在に至るまで、事実上育児休業の取得を可能とし、継続就業率を高めるためにどのような対策を講じてきたのか。
- ・現在の両立支援制度は必ずしも十分といえる状況にはなく、修正案においてもさらに充実させる必要があると思われるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・今回の法改正に向けての厚生労働大臣の決意及び今後の両立支援に対する取組について厚生労働大臣の見解を併せて伺いたい。

## 西本勝子君（自民）

- ・少子化対策は、政策メニューはそろっているものの、効果が上がっていない。学校、社会、家庭教育を巻き込んだ意識付けが必要ではないか。
- ・今回の改正で導入される短時間勤務制度等を利用した場合に、人事上不利な取扱いを受けることが懸念される。改正の実効性を確保するため、使用者側に対する働きかけが必要ではないか。
- ・妊娠・出産や育児に対する支援制度は、会社などで働く雇用者に手厚く、農林漁業などの個人経営の専従者などには手薄であり、職業間の格差を感じるが、厚生労働大臣の所見を伺いたい。

## 古屋範子君（公明）

- ・男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりや男性の育児参加を進める気運の醸成を早急に進めていくことが必要と考えるが、今後どのように取り組んでいくのか。
- ・法律違反の際の勧告に従わない企業に対しては、企業名を実際に公表することも視野に入れて厳正に対応していく必要があるのではないかと。

- ・法律の実効性確保に向けて雇用均等室の体制強化が必要ではないか。

## 郡和子君（民主）

- ・「育休切り」の防止等を図るため、努力義務規定である現行の育児・介護休業法第 21 条第 2 項を義務化すべきと考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・苦情相談等に対して、雇用均等室も含めどこの窓口においても労働契約法等の関連法令についての情報提供ができるようにすることが必要ではないか。
- ・介護休暇を取得するために介護休業の取得と同様に医師等の証明を必要とするのでは実際に介護休暇を取得することが困難となるのではないかと。

## 岡本充功君（民主）

- ・政府参考人に対し他部署の担当者であった当事の経緯について説明を求めることは、憲法第 15 条に照らし合わせても可能なことだと考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・国会議員の公設秘書に育児休業制度がないが、育児休業制度も含めた公設秘書の処遇について今後検討すべきではないか。
- ・育児・介護休業法改正案における罰則は食品衛生法や JAS 法等に比べて軽すぎ、実効性が疑問視されることから、他の法令と比較して罰則規定を検討すべきと考えるが厚生労働大臣の見解を伺いたい。

## 山井和則君（民主）

- ・生活保護の母子加算が廃止されて被保護世帯の子どもの生活に大きな影響が出ている。母子加算廃止を見直すことはできないのか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・「育休切り」を防止するため、労働条件はともかく、せめて育児休業期間を明記した通知書を対象者に交付することを事業主に義務付けるべきだと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

### **高橋 千鶴子君（共産）**

- ・女子差別撤廃条約が採択されてから30年が経過しているにもかかわらず、女性の約7割は出産を機に退職し、男性の育児休業取得率は低いという現状に対する厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・年次有給休暇の取得率が低い現状では、子の看護休暇の付与日数が増えても取得が進まないのではないか。
- ・男性の育児休業取得率が低い理由として所得の減少が挙

げられることから育児休業給付の給付率を現在の50%から60%に引き上げる必要があるのではないか。

### **阿部 知子君（社民）**

- ・文部科学省内に保育所が設置されたが、両立支援を所管する厚生労働省が率先して保育所を設置すべきと思うが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・平成20年度の有期契約労働者の育児休業給付に係る初回受給者数が平成19年度よりも減少している理由は何か。
- ・事業主に対する助言、指導、勧告件数が都道府県によって差があることを踏まえて雇用均等室の人員体制を充実させる必要があるのではないか。